

業務月報

(Business monthly report)

令和6年10月29日発行

ハローワークいずも

—目次—

1. 一般職業紹介状況 (P2)
2. 求人の状況 (P4)
3. 求職の状況 (P6)
4. 雇用保険の状況 (P7)
5. 人員整理の状況 (P7)

(※ 指標については全て9月内容です)



1. 一般職業紹介状況

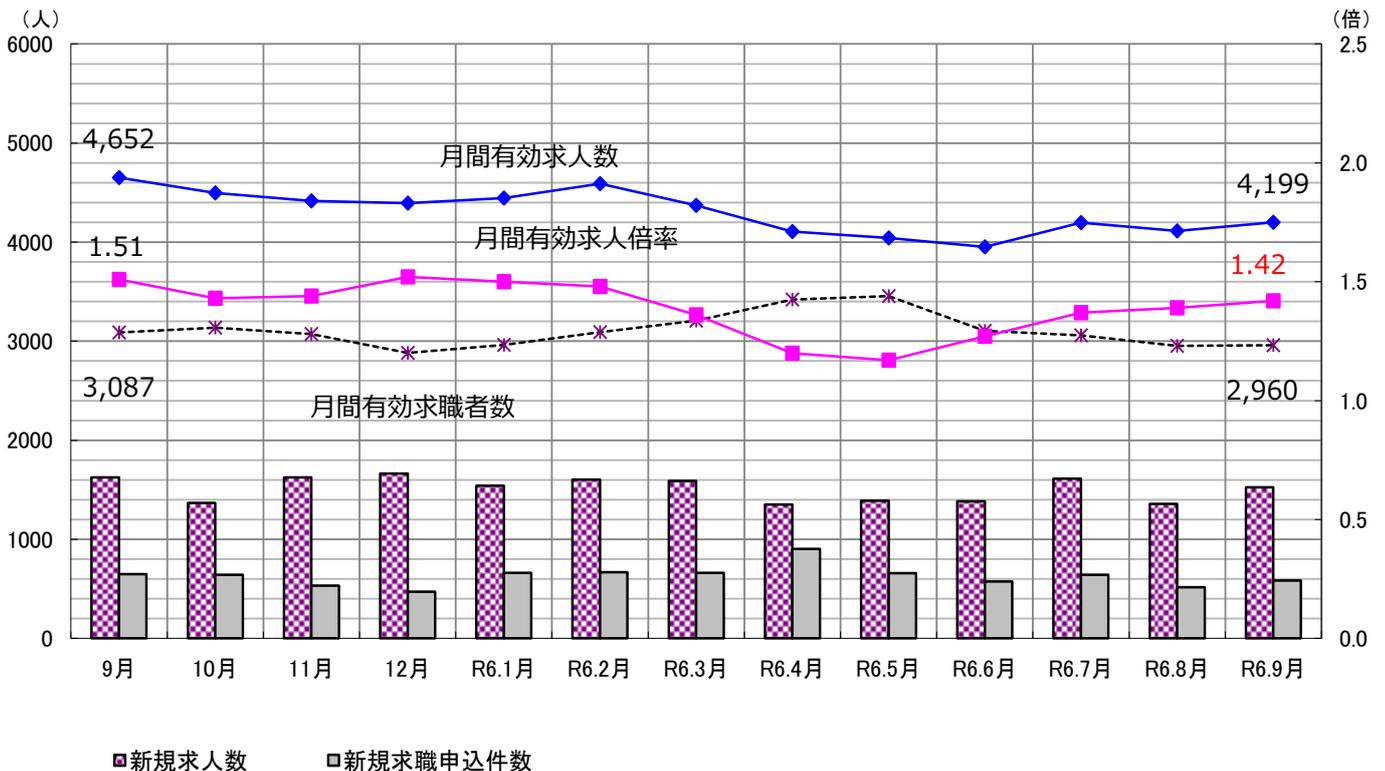
令和6年9月の月間有効求人倍率は1.42倍で、前月を0.03ポイント上回りました。
新規求人倍率は2.62倍となり、前月を0.01ポイント下回りました。

また、新規求人数は1,525人で、前年同月比で6.2%減少しました。

これを産業別に前年同月と比較すると、建設業で1.7%、情報通信業で6.8%、宿泊業、飲食サービス業で46.1%、生活関連サービス業、娯楽業で14.6%、教育、学習支援業で33.3%、サービス業（他に分類されないもの）で3.5%増加したのに対し、農・林・漁業で60.0%、製造業で7.5%、電気・ガス・熱供給・水道業で50.0%、運輸業、郵便業で14.8%、卸売・小売業で17.6%、金融業・保険業で81.8%、不動産業、物品賃貸業で6.3%、学術研究、専門・技術サービス業で55.6%、医療、福祉で19.1%、複合サービス事業で66.7%、公務、その他で25.0%減少しました。

新規求職申込件数は583件となり、前年同月比10.2%の減少となりました。

新規求職申込件数を前年同月と比較すると、年齢別状況では、45歳未満で1.5%、45歳以上54歳以下で12.0%、55歳以上64歳以下で16.0%、65歳以上で31.9%減少しました。常用求職者の態様別状況では、自己都合が1.6%、無業者が19.1%増加したのに対し、在職者が21.6%、事業主都合が24.3%減少しました。



一般職業紹介状況(パートタイムを含む)

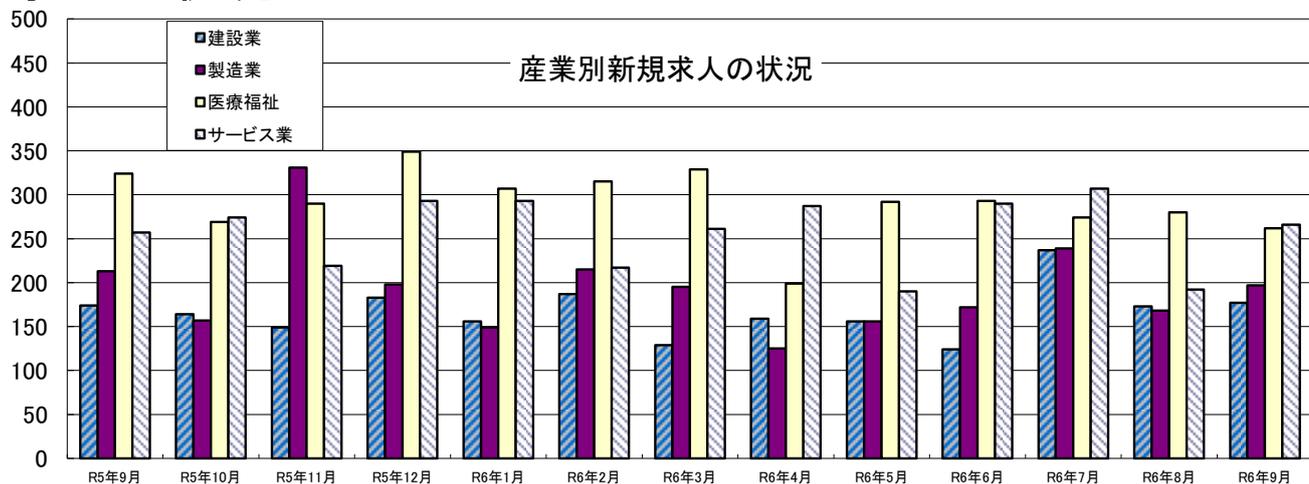
項目	年月	6年9月	6年8月	5年9月	前月比 差(%、 ポイント)	前年比 差(%、 ポイント)
1. 新規求人数		1,525	1,356	1,625	12.5	▲ 6.2
	うちパートタイム	514	431	565	19.3	▲ 9.0
2. 月間有効求人数		4,199	4,113	4,652	2.1	▲ 9.7
	うちパートタイム	1,287	1,260	1,517	2.1	▲ 15.2
3. 新規求職申込件数		583	516	649	13.0	▲ 10.2
	うち男	248	257	274	▲ 3.5	▲ 9.5
	うち女	335	259	375	29.3	▲ 10.7
4. 月間有効求職者数		2,960	2,953	3,087	0.2	▲ 4.1
5. 紹介件数		510	426	585	19.7	▲ 12.8
6. 就職件数		237	209	244	13.4	▲ 2.9
	うち雇用保険受給者	78	74	83	5.4	▲ 6.0
7. 充足数		220	198	253	11.1	▲ 13.0
8. 新規求人倍率(パートを含む)		2.62	2.63	2.50	▲ 0.01	0.12
9. 新規求人倍率(パートを除く)		2.82	3.00	2.62	▲ 0.18	0.20
10. 月間有効求人倍率(パートを含む)		1.42	1.39	1.51	0.03	▲ 0.09
11. 月間有効求人倍率(パートを除く)		1.73	1.68	1.74	0.05	▲ 0.01
12. 就職率(6/3)		40.7	40.5	37.6	0.2	3.1

求人倍率

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	R5年 10月	R5年 11月	R5年 12月	R6年 1月	R6年 2月	R6年 3月	R6年 4月	R6年 5月	R6年 6月	R6年 7月	R6年 8月	R6年 9月
新規求人倍率	2.68	2.88	2.54	2.12	3.06	3.54	2.32	2.40	2.41	1.49	2.12	2.41	2.51	2.63	2.62
うち一般	2.93	3.10	2.72	2.15	3.31	3.56	2.31	2.60	2.52	1.84	2.58	2.66	2.74	3.00	2.82
うちパート	2.28	2.53	2.23	2.09	2.63	3.51	2.35	2.06	2.22	1.08	1.46	2.04	2.08	2.07	2.28
月間有効求人倍率	1.50	1.68	1.46	1.43	1.44	1.52	1.50	1.48	1.36	1.20	1.17	1.27	1.37	1.39	1.42
うち一般	1.83	2.04	1.71	1.65	1.69	1.80	1.70	1.68	1.59	1.50	1.49	1.61	1.68	1.68	1.73
うちパート	1.06	1.23	1.13	1.14	1.09	1.16	1.23	1.22	1.06	0.83	0.79	0.86	0.96	1.00	1.01

注1) 新規学卒を除く

2. 求人の状況



	新規求人数		建設業	製造業				卸売・小売業	医療福祉	サービス業	月間有効求人数		
	うちパート			食料品・飲料等	衣服・繊維製品	電気機械	電子部品・デバイス				求人数	うちパート	
R5年9月	1,625	565	174	213	84	5	6	31	216	324	257	4,652	1,517
	▲ 12.0	2.4	▲ 4.9	▲ 8.6	86.7	▲ 66.7	▲ 33.3	82.4	▲ 8.9	26.1	▲ 51.3	▲ 7.0	0.9
R5年10月	1,366	482	164	157	50	13	3	24	133	269	274	4,498	1,481
	▲ 25.5	▲ 28.2	5.8	▲ 41.0	▲ 5.7	▲ 38.1	▲ 70.0	▲ 42.9	▲ 52.0	▲ 3.9	▲ 27.5	▲ 13.0	▲ 11.3
R5年11月	1,626	529	149	331	39	20	4	128	202	290	219	4,415	1,425
	▲ 7.8	▲ 13.7	▲ 12.9	35.1	▲ 20.4	11.1	▲ 42.9	120.7	6.9	▲ 4.3	▲ 30.5	▲ 15.6	▲ 17.1
R5年12月	1,665	582	183	198	74	4	4	18	187	349	293	4,393	1,443
	▲ 4.0	5.2	7.6	▲ 26.9	54.2	▲ 76.5	▲ 20.0	▲ 62.5	2.7	23.8	▲ 30.4	▲ 11.1	▲ 10.7
R6年1月	1,541	596	156	149	34	6	0	21	147	307	293	4,446	1,534
	▲ 17.2	▲ 17.5	▲ 16.6	▲ 34.6	▲ 30.6	▲ 73.9	▲ 100.0	▲ 27.6	▲ 37.7	38.3	▲ 23.3	▲ 12.3	▲ 13.5
R6年2月	1,601	510	187	215	31	15	6	17	215	315	217	4,591	1,584
	▲ 23.7	▲ 40.9	16.9	▲ 6.9	▲ 45.6	▲ 21.1	100.0	▲ 22.7	▲ 4.9	▲ 2.2	▲ 32.8	▲ 13.7	▲ 16.7
R6年3月	1,588	554	129	195	72	5	1	29	162	329	261	4,370	1,444
	▲ 14.1	▲ 12.9	▲ 29.9	▲ 21.7	24.1	▲ 68.8	▲ 80.0	▲ 31.0	▲ 33.9	24.2	▲ 39.6	▲ 15.5	▲ 22.0
R6年4月	1,351	444	159	125	44	8	0	25	171	199	287	4,105	1,263
	▲ 16.6	▲ 24.6	▲ 6.5	▲ 34.6	33.3	▲ 11.1	▲ 100.0	19.0	▲ 17.8	▲ 17.4	▲ 15.1	▲ 14.7	▲ 24.4
R6年5月	1,390	401	156	156	30	11	9	9	177	292	190	4,042	1,248
	▲ 20.3	▲ 25.2	7.6	▲ 43.9	▲ 23.1	▲ 21.4	200.0	▲ 92.4	8.6	▲ 5.2	▲ 44.1	▲ 16.2	▲ 21.6
R6年6月	1,384	465	124	172	48	6	0	12	151	293	290	3,953	1,205
	▲ 16.2	▲ 20.4	▲ 23.0	▲ 18.9	▲ 17.2	▲ 40.0	▲ 100.0	▲ 68.4	▲ 22.6	1.4	▲ 7.6	▲ 15.2	▲ 21.7
R6年7月	1,612	476	237	239	39	10	0	124	148	274	307	4,198	1,259
	11.8	1.9	35.4	88.2	62.5	▲ 28.6	▲ 100.0	416.7	▲ 14.9	8.7	▲ 13.5	▲ 5.6	▲ 12.6
R6年8月	1,356	431	173	168	43	15	12	8	135	280	192	4,113	1,260
	▲ 24.9	▲ 26.2	▲ 6.5	▲ 50.4	▲ 18.9	7.1	71.4	▲ 93.0	▲ 37.2	▲ 4.1	▲ 37.3	▲ 11.7	▲ 16.2
R6年9月	1,525	514	177	197	61	11	4	15	178	262	266	4,199	1,287
	▲ 6.2	▲ 9.0	1.7	▲ 7.5	▲ 27.4	120.0	▲ 33.3	▲ 51.6	▲ 17.6	▲ 19.1	3.5	▲ 9.7	▲ 15.2

注1) 新規学卒を除く

注2) 下段は前年同期比

新産業分類別・規模別新規求人の状況(パートを含む)

産業分類別	年月	6年9月		5年9月		前年同月比 (%)		
		うち一般	うちパート	うち一般	うちパート			
AB 農・林・漁業(01～04)		6	4	2	15	10	5	▲ 60.0
C 鉱業、採石業、砂利採取業(05)		1	1	0	0	0	0	-
D 建設業(06～08)		177	171	6	174	165	9	1.7
E 製造業(09～32)		197	154	43	213	158	55	▲ 7.5
09食料品製造業		50	37	13	75	42	33	▲ 33.3
10飲料・たばこ・飼料製造業		11	6	5	9	8	1	22.2
11繊維工業		11	6	5	5	4	1	120.0
12木材・木製品製造業(家具を除く)		6	6	0	6	6	0	0.0
13家具・装備品製造業		0	0	0	5	4	1	▲ 100.0
14パルプ・紙・紙加工品製造業		22	13	9	10	7	3	120.0
15印刷・同関連業		5	3	2	0	0	0	-
16化学工業		10	10	0	5	5	0	100.0
17石油製品・石炭製品製造業		0	0	0	0	0	0	-
18プラスチック製品製造業		9	8	1	3	0	3	200.0
19ゴム製品製造業		0	0	0	0	0	0	-
21窯業・土石製品製造業		7	7	0	5	5	0	40.0
22鉄鋼業		16	16	0	19	19	0	▲ 15.8
23非鉄金属製造業		0	0	0	0	0	0	-
24金属製品製造業		5	5	0	7	7	0	▲ 28.6
25はん用機械器具製造業		3	3	0	1	1	0	200.0
26生産用機械器具製造業		6	4	2	7	6	1	▲ 14.3
27業務用機械器具製造業		4	4	0	4	4	0	0.0
28電子部品・デバイス・電子回路製造業		15	15	0	31	26	5	▲ 51.6
29電気機械器具製造業		4	3	1	6	1	5	▲ 33.3
30情報通信機械器具製造業		7	2	5	2	1	1	250.0
31輸送用機械器具製造業		6	6	0	11	11	0	▲ 45.5
20・32その他の製造業		0	0	0	2	1	1	▲ 100.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33～36)		1	1	0	2	2	0	▲ 50.0
G 情報通信業(37～41)		47	45	2	44	32	12	6.8
H 運輸業、郵便業(42～49)		46	33	13	54	44	10	▲ 14.8
I 卸売・小売業(50～61)		178	98	80	216	120	96	▲ 17.6
J 金融業・保険業(62～67)		2	2	0	11	10	1	▲ 81.8
K 不動産業、物品賃貸業(68～70)		15	6	9	16	13	3	▲ 6.3
L 学術研究、専門・技術サービス業(71～74)		24	22	2	54	45	9	▲ 55.6
M 宿泊業、飲食サービス業(75～77)		130	24	106	89	15	74	46.1
N 生活関連サービス業、娯楽業(78～80)		102	45	57	89	45	44	14.6
O 教育、学習支援業(81,82)		56	32	24	42	29	13	33.3
P 医療、福祉(83～85)		262	149	113	324	147	177	▲ 19.1
Q 複合サービス事業(86,87)		3	3	0	9	8	1	▲ 66.7
R サービス業(他に分類されないもの)(88～96)		266	219	47	257	215	42	3.5
S, T 公務、その他(97,98,99)		12	2	10	16	2	14	▲ 25.0
合 計		1,525	1,011	514	1,625	1,060	565	▲ 6.2
事業規模別	29人以下	1,013	632	381	1,103	695	408	▲ 8.2
	30～99人	319	236	83	315	209	106	1.3
	100～299人	108	86	22	132	90	42	▲ 18.2
	300～499人	11	11	0	20	20	0	▲ 45.0
	500人以上	74	46	28	55	46	9	34.5

主要産業別一般新規求人(前年同月比)(パートタイムを含む)

主要産業	月	R6.4月	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月
建設業 製造業 卸売業 サービス業	建設業	▲ 6.5	7.6	▲ 23.0	35.4	▲ 6.5	1.7
	製造業	▲ 34.6	▲ 43.9	▲ 18.9	88.2	▲ 50.4	▲ 7.5
	卸売業	▲ 17.8	8.6	▲ 22.6	▲ 14.9	▲ 37.2	▲ 17.6
	サービス業	▲ 15.1	▲ 44.1	▲ 7.6	▲ 13.5	▲ 37.3	3.5

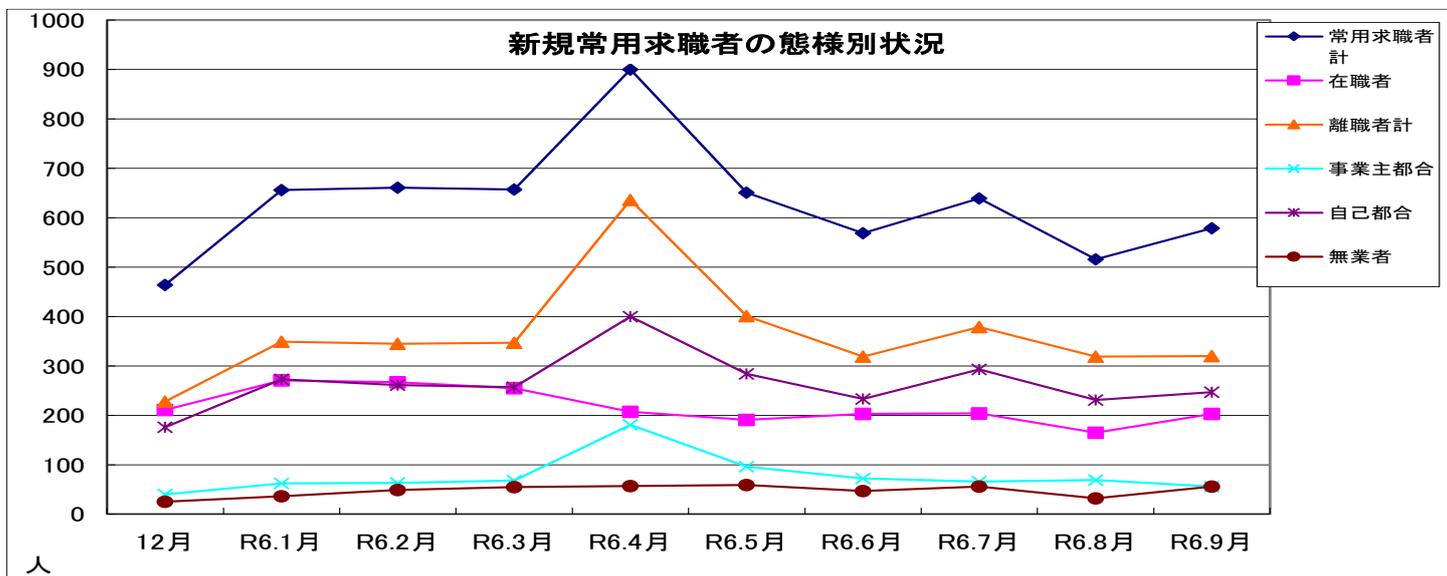
3. 求職の状況

	新規求職申込		性別		年齢別状況				新規常用求職者の態様別状況						月間有効求職者	
	件数	うちパート	男	女	45歳未満	45～54	55～64	65歳以上	常用求職者計	在職者	離職者計		無業者		うちパート	
											事業主都合	自己都合				
R5年9月	649	245	274	375	325	133	100	91	636	259	330	74	243	47	3,087	1,288
	5.5	7.0	3.0	7.4	▲5.2	25.5	14.9	15.2	3.9	22.7	▲8.1	7.2	▲10.3	11.9	2.9	▲2.0
R5年10月	643	231	253	390	322	129	102	90	638	245	348	65	270	45	3,136	1,304
	11.8	12.1	2.4	19.6	11.0	27.7	▲4.7	16.9	11.3	32.4	▲2.0	▲37.5	17.4	36.4	6.0	1.2
R5年11月	532	201	218	314	300	94	82	56	523	194	277	44	223	52	3,071	1,302
	▲5.2	▲2.4	▲0.9	▲7.9	▲7.7	▲9.6	3.8	5.7	▲5.8	▲5.8	▲10.4	▲22.8	▲7.9	30.0	4.0	1.4
R5年12月	470	166	226	244	234	84	82	70	464	211	228	40	176	25	2,881	1,244
	1.1	6.4	18.9	▲11.3	▲2.5	7.7	▲5.7	16.7	1.5	14.7	▲6.9	▲42.9	8.0	▲10.7	1.8	0.6
R6年1月	663	254	284	379	338	114	113	98	656	271	349	62	273	36	2,963	1,252
	▲6.4	▲6.6	0.4	▲10.8	▲5.8	▲19.1	▲4.2	8.9	▲5.2	3.4	▲10.5	▲20.5	▲6.2	▲10.0	8.6	10.8
R6年2月	667	247	256	411	328	144	107	88	661	267	345	63	261	49	3,092	1,299
	▲2.5	▲0.8	▲13.2	5.7	▲2.1	▲2.7	▲15.7	18.9	▲2.7	▲9.2	▲1.7	▲17.1	2.4	44.1	7.1	9.4
R6年3月	660	250	288	372	333	122	106	99	657	255	347	68	257	55	3,206	1,361
	▲12.5	▲9.7	▲10.3	▲14.1	▲11.9	▲21.3	▲10.2	▲3.9	▲12.3	1.2	▲20.0	▲30.6	▲18.4	▲12.7	2.8	6.2
R6年4月	904	410	396	508	376	157	167	204	900	207	636	181	400	57	3,421	1,527
	0.1	1.2	0.5	▲0.2	▲10.5	13.8	17.6	0.5	1.2	▲5.0	3.9	▲7.7	7.8	▲3.4	4.0	7.1
R6年5月	657	274	248	409	330	96	102	129	651	191	401	96	284	59	3,457	1,579
	2.2	3.0	▲9.8	11.1	▲0.3	▲15.0	2.0	30.3	2.5	▲7.7	10.5	47.7	2.9	▲9.2	5.0	6.9
R6年6月	574	228	237	337	290	111	101	72	569	203	319	72	233	47	3,105	1,402
	▲12.8	▲14.6	▲11.2	▲13.8	▲9.4	▲15.3	▲8.2	▲25.8	▲12.5	▲3.8	▲20.6	▲13.3	▲24.1	27.0	▲5.1	▲4.4
R6年7月	643	229	289	354	329	118	107	89	639	204	379	66	293	56	3,059	1,307
	22.7	33.1	19.9	25.1	14.6	21.6	25.9	61.8	23.8	3.6	34.4	6.5	37.6	51.4	0.6	▲0.8
R6年8月	516	208	257	259	246	96	88	86	516	165	319	69	231	32	2,953	1,259
	▲8.8	▲1.0	3.2	▲18.3	▲14.3	▲9.4	▲7.4	10.3	▲7.9	▲23.3	1.6	25.5	▲4.9	3.2	▲3.9	▲4.1
R6年9月	583	225	248	335	320	117	84	62	579	203	320	56	247	56	2,960	1,273
	▲10.2	▲8.2	▲9.5	▲10.7	▲1.5	▲12.0	▲16.0	▲31.9	▲9.0	▲21.6	▲3.0	▲24.3	1.6	19.1	▲4.1	▲1.2

注1) 新規学卒を除く

注2) 下段は前年同期比

(件・%)



4. 雇用保険の状況

雇用保険の状況(短時間を含む)

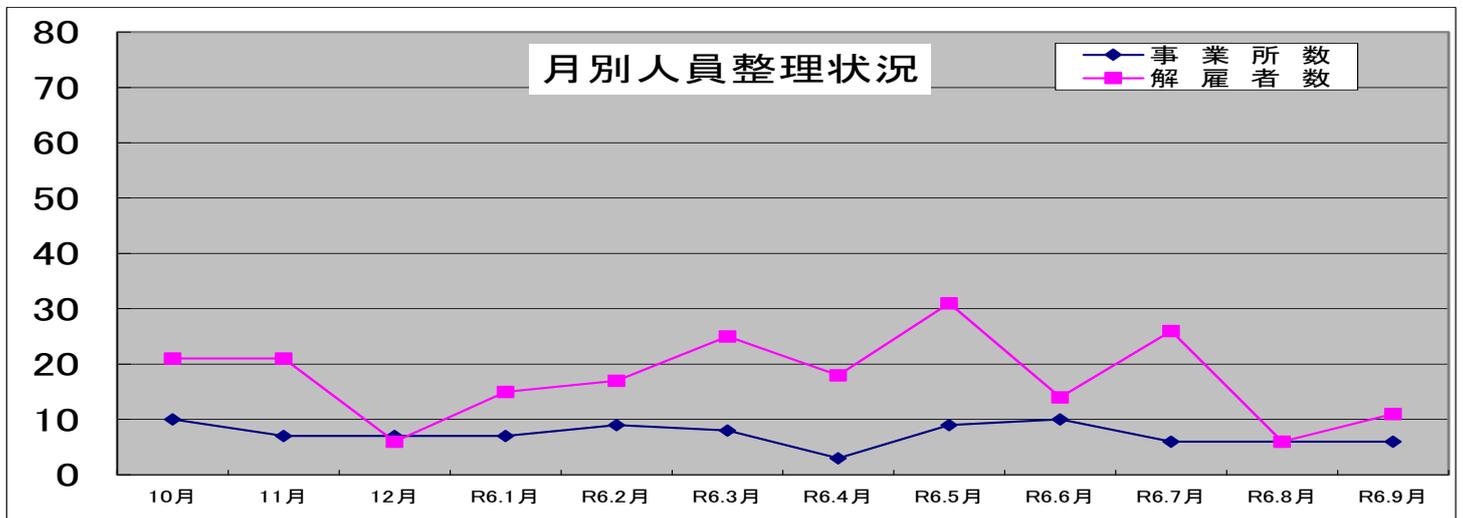
項目	年月	6年9月		6年8月	5年9月	前月比 (%)	前年比 (%)
		うち男	うち女				
1. 月末現在適用事業所数		3,240		3,245	3,236	▲ 0.2	0.1
2. 月末現在被保険者数		50,587	28,192	50,770	50,585	▲ 0.4	0.0
3. 資格取得者数		469	236	446	508	5.2	▲ 7.7
4. 資格喪失者数		524	281	519	532	1.0	▲ 1.5
5. 一般受給資格決定件数		142	67	172	161	▲ 17.4	▲ 11.8
うち県外離職者数		33	12	41	30	▲ 19.5	10.0
6. 初回受給者数		121	53	151	128	▲ 19.9	▲ 5.5
7. 受給者実人員		702	298	679	693	3.4	1.3
8. 基本手当基本分支給額(千円)		81,649		57,900	81,884	41.0	▲ 0.3

※受給資格決定件数: 安定所が受け付けた離職票を審査し、受給資格があると決定した件数

※受給者実人員: 基本手当を実際に受けた受給資格者の実数(1月中に2回以上受けた人も実人員としては1人となる)

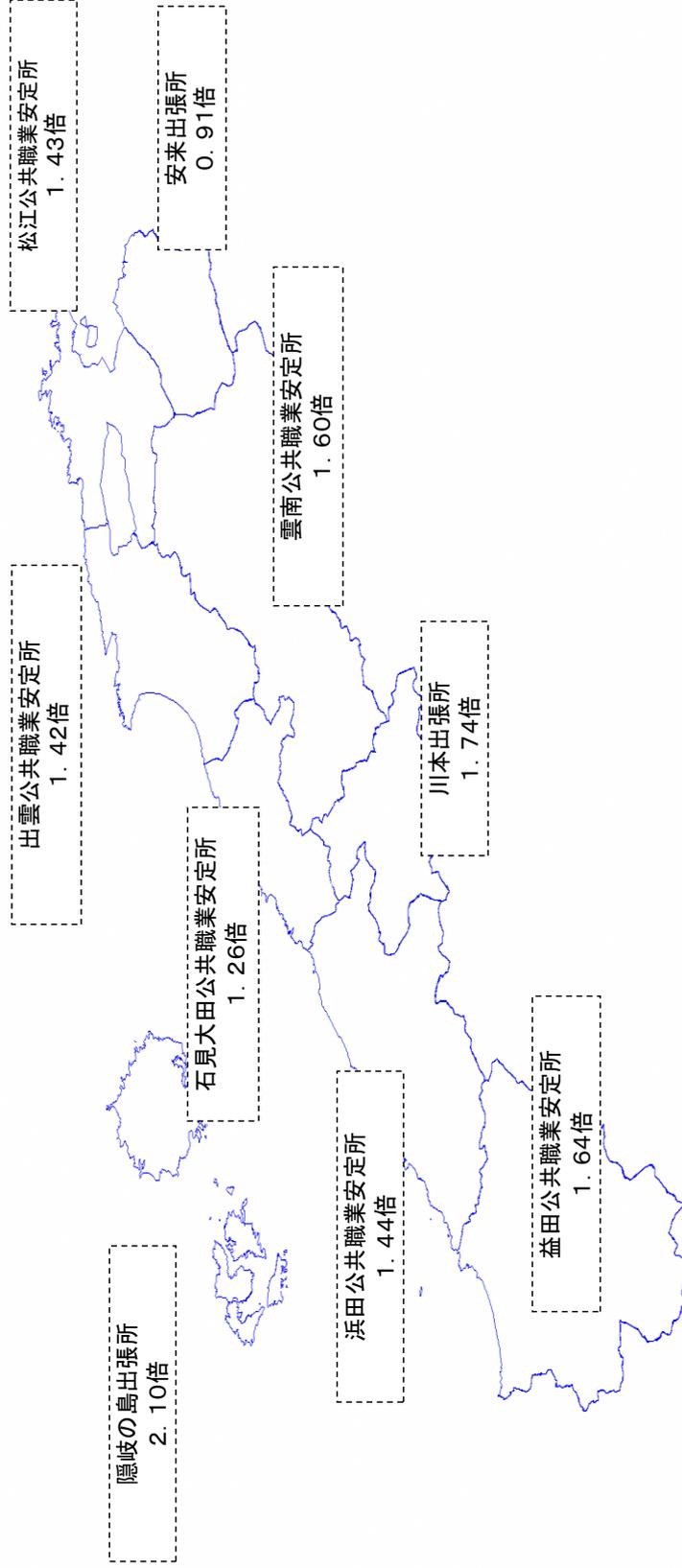
5. 人員整理の状況

区分	月別	令和 5年度計	10月	11月	12月	R6.1月	R6.2月	R6.3月	R6.4月	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	12ヵ月計
事業所数		105	9	8	3	9	10	6	14	11	7	12	4	6	99
	対前年比	▲ 1.8	50.0	60.0	▲ 40.0	28.6	▲ 23.1	▲ 57.1	▲ 12.5	▲ 15.4	▲ 30.0	71.4	▲ 42.9	▲ 14.3	▲ 10.0
解雇者数		233	21	21	6	15	17	25	18	31	14	26	6	11	211
	対前年比	6.7	5.0	162.5	▲ 33.3	▲ 21.1	▲ 43.3	▲ 39.0	▲ 33.3	72.2	▲ 48.1	85.7	▲ 71.4	▲ 47.6	▲ 17.3



**求人と求職の動きを県内のハローワーク別に
求人倍率で見ると・・・**

**令和6年9月
県内月間有効求人倍率
1.44倍**



年収の壁対策として

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

キャリアアップ助成金

年収の壁対策の取組を行うことで、

労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**

事業主の皆様においては、**人手不足の解消に！**



出典：政府広報オンライン (https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202312/video-270966.html)

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

※令和6年10月の社会保険の適用拡大に伴って、新たに加入対象となる労働者に対して以下の取組を行う場合、本助成金を活用できます。

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成します。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当等)	1年目 20万円 (注)
② 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当等) 他	2年目 20万円 (注)
③ 賃金を 18%以上 増額 (労働時間延長による手取り増も含む)	3年目 10万円

(注) 1, 2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請 (1回あたり10万円支給)

◆社会保険適用促進手当

本人負担分の保険料相当額を上限として、社会保険料の算定対象としない取扱いを受けられる手当 (標準報酬月額10.4万円以下の者に限る)。

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
 ※ (2) 4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。
 ※ 1年目に(1)①、2年目に(2)の助成も受給可 (併用メニュー)。(上述を除き、1人に対して2つのメニューの助成は受けられません。)

※ 令和8年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、加入する者への取組が助成対象になります。

【注意】

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

【手続き】

- ・助成金を受けるには、事前※にキャリアアップ計画書を都道府県労働局へ提出してください。
 ※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで (令和6年10月1日加入の場合、同年9月30日まで)。
- ・取組を6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください (流れは裏面ご参照)。

対象者以外にも賃上げを行う場合の本助成金の活用方法

○非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定 (賃金テーブル等) を増額改定する場合、キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース) を併用することもできます。

<例> パート従業員全員 (40人) の時給を**5%UP** (例: 1,000円→1,050円) させる場合

- ・新たに社会保険に加入するパート従業員 **8人**
 - うち、労働時間を延長できる **3人** ▶ 3時間延長 + 5%賃上げ ▶ **労働時間延長メニュー**
 - うち、労働時間の延長が難しい **5人** ▶ 5%賃上げ
 - ・既に社会保険に加入しているパート従業員 **32人** ▶ 5%賃上げ
- ▶ **賃金規定等改定コース**
- キャリアアップ助成金の別のコースを活用

【注意】

改定後最低賃金の発効日以後、改定後最低賃金額までの賃金引上げ分は、助成金の要件である「賃上げの取組」に含めることはできません。

対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、新たに社会保険の被保険者の要件※¹を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※²ができますか。

はい

いいえ

その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※³等の支給後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

(2)労働時間延長メニュー

(1)(2)の併用メニュー

(1)手当等支給メニュー

社会保険適用に関する支給要件には該当しません。本助成金の他のコースの活用をご検討ください。

- ※1 厚生年金保険の適用対象者（フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の4分の3以上の者）が常時101人以上（令和6年10月以降は51人以上）の企業等の場合、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上の者であること（学生、雇用見込み2か月未満の者を除く）。同適用対象者が常時100人以下（令和6年10月以降は50人以下）の企業等の場合、上述の厚生年金保険の適用対象者に該当する者であること。
- ※2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。
- ※3 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

キャリアアップ計画書※を事前に作成・提出しましょう！

※雇用保険適用事業所単位でキャリアアップ管理者を設置し、労働者代表者の意見を聞いて作成する計画のこと。

- 取組開始日の前日までに、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局へ提出してください。（不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください）



- キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。
- 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。
- 最寄りのセンターの連絡先は
- 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。）

厚生労働省公式HP



必ずチェック!

最低賃金!

働く人と雇う人のための
ルールです!

島根県 最低賃金

令和6年

10月12日から

時間額

962 円

前年比

58円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
島根労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



島根労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成



「最低賃金制度」は、 働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額） を保障する制度のことで!

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

確認の方法は?

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう!

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{時間給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

2 日給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{日給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1日の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

3 月給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{月給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1か月の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)が
月給の場合

- ① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の
地域の最低賃金を
チェックしましょう!

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

業務改善助成金
コールセンター

☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



支給の要件

1



事業場内最低賃金の
引上げ

2



引上げ後の
賃金額の支払い

3



生産性向上に資する
機器・設備などを導入

4



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

助成金 支給まで の流れ

1



交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



2



交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施

3



実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出



4



支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R6.9)